

全国高齢者保健福祉・介護保険  
関係 主管課長会議

平成13年2月14日(水)

厚生労働省老健局

## イ 介護予防・生活支援事業について

平成13年度予算(案)においては、「介護予防・生活支援事業」の予算額の増を図るとともに、事業メニューの追加を行い、内容改善を図ることとしている。また、平成13年度より、「家族介護支援特別事業」を本事業に統合し、各地方自治体において補助金が弾力的に執行できるよう配慮することとしているところであるので、より一層の本事業への取り組みをお願いしたい。

なお、平成13年度予算成立日以降に、「介護予防・生活支援事業実施要綱」をお示しすることとなるが、現段階における素案を別紙に掲げているので参照されたい。

### 〈平成13年度予算(案)における主な改善事項〉

(ア) 予算額の増 367億円 → 500億円

(家族介護支援特別事業の100億円を含む)

#### (イ) メニューの追加等

##### ○ 市町村事業

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- ・ 介護家族健康教育、介護家族健康相談、機能訓練B型

##### ○ 都道府県事業

- ・ 介護予防指導者養成事業
- ・ 高齢者訪問支援活動推進事業
- ・ 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業
- ・ 高齢者地域支援体制整備・評価事業

#### 〈成年後見制度利用支援事業について〉

本事業は、市町村を実施主体とするものであるが、広報啓発などについては、必ずしも各市町村単独では十分に実施できない場合も想定される。したがって、各都道府県においては、本事業への取り組みを検討している市町村からの要請があった場合には、広域的な見地から、積極的なご協力を願いたい。

## (7) 成年後見制度利用支援事業

### ア 事業の趣旨

介護保険制度の利用等の観点から、痴呆性高齢者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

### イ 事業内容

#### (ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会の開催
- ※ ③ 高齢者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

#### (イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

##### ① 対象者

次のいずれにも該当する者

- a. 介護保険サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者等
- b. 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c. 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

##### ② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

別表2

介護予防・生活支援事業参考単価等

事業名	参考単価等
配食サービス事業	650円(1食)
外出支援サービス事業	5,000円(1人・1回)
寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業 ・寝具乾燥消毒 ・寝具乾燥消毒+汚れ落とし ・寝具水洗い ・衣類洗濯サービス	2,200円(1組) 4,200円(1組) 10,000円(1組) 800円(1回)
高齢者共同生活(グループ)支援事業 ① プログラム作成やホララティ連携等を行う管理者に対する経費(継続的経費) ② 初度設備費(初年度のみ経費)	2,000千円 2,000千円
軽度生活援助事業	800円(1時間あたり)
住宅改修指導事業 ・リフォームヘルパー活動 ・意見書作成	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 2,000円(1件あたり)
訪問理美容サービス事業	通常の理美容代以外の移動や設備等訪問事業として必要となる経費
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	各自治体の実態に応じた経費
高齢者生きがい活動支援通所事業 (生きがい対応型デイサービス事業)	2,000円 ~3,000円(1人あたり)
介護予防事業 ○転倒予防、痴呆予防・介護、IADL訓練等教室の開催 ・(既存施設利用型等の)グループホーム、デイサービスセンターの初度設備費 ○地域住民グループ支援事業 ○高齢者食生活改善事業 ○生活習慣改善事業	30,000円(1日あたり) 500万円(1回限り) 各自治体の実態に応じた経費
生活管理指導事業 ①生活管理指導員派遣事業 ②生活管理指導短期宿泊事業	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 3,810円(1人あたり・1日)
寝たきり予防対策普及啓発事業	各自治体の実態に応じた経費
緊急通報体制等整備事業	各自治体の実態に応じた経費
成年後見制度利用支援事業 ・広報普及活動経費 ・申し立て経費(登記手数料、鑑定費用) ・後見人等の報酬	各自治体の実態に応じた経費 5~10万円 28,000円/月(在宅) 18,000円/月(施設)

(注) これらはいくまでも参考単価であり、地域の実情に応じて弾力的に単価設定することを妨げるものではない。